

長寿命化計画策定業務委託仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 業務の目的

本業務は、箕面市(以下「本市」という。)の廃棄物処理施設である箕面市環境クリーンセンターにおいて、ストックマネジメントの考え方をうい、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化、財政支出の節減を図ることが重要であることから、施設の維持管理を含めた現在の設備状況、焼却及び公害防止機能等に関する機能検査を必要に応じ実施し、施設の長寿命化計画を策定することを目的とする。

第 2 節 業務名称

長寿命化計画策定業務委託

第 3 節 仕様書の適用

本仕様書は、「長寿命化計画策定業務委託」に適用するもので、受託者は、本仕様書によるほか、本仕様書に明記のない事項であっても計画策定上必要と思われることについては、本市と協議のうえこれを行うものとする。

第 4 節 業務の概要

1 対象施設

- ・ ごみ処理施設

処理能力 : 270t/日 (135t×2炉/24h)

炉 形 式 : 全連続燃焼式 流動床炉

2 業務の内容の概要

業務内容の詳細については、第 2 章の業務内容によるものとする。

第 5 節 委託期間

契約日～平成 28 年 3 月 11 日

第6節 業務管理

- 1 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2 管理技術者は、技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理計画・廃棄物処理・廃棄物管理）の資格保有者でなければならない。
選任する管理技術者は、受託者の社員であること。これらを証明する書類として、管理技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時で1年以上の雇用関係）が確認できる書類（受託者会社名記載の健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。
- 3 業務の進捗を図るため、業務実施前・実施中に受託者は本市と十分な協議を行い、協議打ち合わせ事項等は、受託者が議事録を作成し、本市に提出すること。

第7節 法令等の遵守

本業務を実施するにあたっては、関係法令、政令、省令、条例、規則、通知等を遵守すること。

第8節 資料の貸与

本業務の遂行上必要となる資料は本市が貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、受託者はリストを作成の上、本市に提出し、業務完了までに返納すること。

第9節 機密の保持及び中立性の遵守

受託者は、本業務の遂行上知りえた事項を他人に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

第10節 留意事項

- 1 受託者は、関係する官公庁等との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うこと。
- 2 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。
- 3 受託者は、発注者と厳密な連絡をとり、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うこと。
- 4 本業務において、一部業務を外注する場合は、発注者の承諾を受けた後、下請け通知書を提出すること。
- 5 本業務において必要となる委員会等に要する委員報酬等の経費については、本業務に含むものとする。

第11節 提出書類

1 受託者は、業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく本市に提出し、承諾を得ること。

- (1)業務着手届
- (2)工程表
- (3)管理技術者届(経歴書添付)

2 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出すること。

- (1)完了届
- (2)納品書

第12節 検査

1 受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て本市の検査を受けること。

2 本業務は、本市の検査完了合格をもって完了するが、納品後、成果品に記入漏れ、不備または誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正すること。

第13節 疑義の解決

本委託業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合、受託者は本市と十分な打合せまたは協議を行い、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

第14節 成果品

- | | | |
|-----------------------|------------|------|
| 1 長寿命化計画 | A 4 版 | 必要部数 |
| 2 長寿命化計画策定にあたり作成した資料等 | A 4 版 | 1 式 |
| 3 基幹改良工事発注仕様書 | A 4 版 | 必要部数 |
| 4 1～3のデータファイル | CD または DVD | |
| 5 その他本市の指示するもの | | |

第2章 業務内容

1. 長寿命化計画策定業務委託

§ 1. 施設の概要と維持補修履歴の整理

1) 施設の概要

施設の名称、施設所管、所在地、施設規模、建設年度、設計・施工業者、処理方式、処理工程等を簡潔に整理する。

2) 維持補修履歴の整理

長寿命化計画の基礎情報として、維持・補修データ等を整理する。

§ 2. 施設保全計画の作成

1) 主要設備・機器リストの作成

施設を構成する設備・機器について、重要度を勘案しつつ、長寿命化計画を立案する際に計画の対象となる重要性の高い設備・機器のリストを作成する。

2) 各設備・機器の保全方式の選定

各主要設備・機器に対し、重要性を踏まえて適切な保全方式を選定する。

3) 機能診断

劣化予測を的確に行うため、主要な設備機器について機能診断を行う。

4) 機器別管理基準の作成

主要設備・機器の補修・整備履歴、故障データ等から各設備・機器の診断項目、保全方式、管理基準等を作成する。

5) 健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討

機能診断の結果等により得られた最新の設備・機器の状態をもとに、各設備・機器の健全度を評価し、その健全度や過去の履歴等も考慮して、劣化の予測を行う。

劣化の予測結果に基づき、今後の整備スケジュールを作成する。

6) 施設保全計画のまとめ

施設保全計画の内容についてまとめる。

§ 3. 延命化計画の作成

1) 延命化の目標

将来計画などを基に施設をどの程度延命化するか、その概ねの目標年数を設定する。延命化に向け目標とする性能水準、改良が必要となる設備機器などについても抽出し、延命化への対応策の検討に向けた条件、検討課題や留意点などを整理する。

① 将来計画の整理

② 延命化の目標年数の設定

③ 延命化に向けた検討課題や留意点の抽出

- ④ 目標とする性能水準の設定
- ⑤ 性能水準達成に必要となる改良範囲の抽出
- 2) 延命化への対応
 - 延命化の目標において整理された検討課題や留意点、改良範囲などの情報をもとに、延命化工事の効率的かつ効果的な実施時期の検討を行う。
- 3) 延命化の効果
 - 「延命化を行う場合」と延命化対策を実施しないで「施設を新設する場合」との比較・評価を行い、延命化の効果を明らかにする。
 - 延命化の効果は、現在価値に換算を行い、廃棄物処理 LCC の算出を行う。
- 4) 延命化の効果のまとめ
 - 比較結果を基に延命化の効果についてまとめる。
- 5) 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果
 - 延命化に合わせて、二酸化炭素削減対策を実施する場合(対策後)と、延命化対策前のそれぞれの二酸化炭素排出量を算出し、延命化対策実施による二酸化炭素排出量削減効果を検討する。
- 6) 延命化計画のまとめ
 - 延命化工事の実施に向け、延命化計画の内容についてまとめる。
- 7) 長寿命化計画の作成
 - 施設保全計画と延命化計画の内容をまとめ、長寿命化計画の作成を行う。

以 上